

第9章 雑則及び罰則

第1節 贈与税の申告内容の開示

1 制度創設の背景

我が国の相続税は、各相続人等が相続等により取得した財産の合計をいったん法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じてあん分するという計算の仕組み（法定相続分課税方式）を採っているため、一人の相続人の相続税額を算出するためには相続人等の全員の遺産の取得額に加えて、相続財産への加算の対象となる贈与財産（相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税制度の対象となった贈与財産）の価額の把握も必要な仕組みとなっている。

このように、他の相続人の贈与財産の価額が分からないと相続税の計算ができないことから、平成15年度の税制改正における相続時精算課税制度の導入を機に他の相続人等に対して贈与税の申告内容の開示制度が創設された。

（注）この開示制度においても、贈与の申告が適正に行われていない場合など真実の贈与内容が開示されるとは限らないことに留意する必要がある。

2 制度の仕組み（概要）

(1) 開示請求者

相続又は遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、他の共同相続人等がある場合には、被相続人に係る相続税の期限内申告書等の提出又は更正の請求に必要となる時に限り、他の共同相続人等がその被相続人から相続開始前3年以内に取得した財産又は相続時精算課税の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額について、開示の請求をすることができる（相法49①）。

(2) 開示の内容

開示の請求があった場合には、税務署長は次に掲げる金額を請求後2月以内に開示しなければならない（相法49②）。

- ① 被相続人に係る相続の開始前3年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産の価額の合計額
- ② 被相続人から贈与により取得した財産で、相続時精算課税の適用を受けたものの価額の合計額

【参考法令・通達番号】

相令27、相基通49-1

第2節 相続税及び贈与税の調査

1 相続開始の通知

市町村長その他戸籍に関する事務を管掌する者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、その届書に記載された事項を、その届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない（相法58①）。

2 保険金、退職手当金などの支払調書の提出

相続税法の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有する保険会社、退職手当金等の支給者又は信託の受託者は、その月中に支払った一定額以上の生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の死亡保険金若しくは支給した退職手当金等又は信託の効力が生じたことなどについての調書を翌月15日までに、その調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない（相法59）。

3 職員の質問検査権

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次に掲げる者に質問をし、又は次の①に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる（相法60①）。

①	納税義務者又は納税義務があると認められる者
②	相続税法第59条の規定による調書(上記1の(2)の口に掲げる調書)を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
③	納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
④	納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であったと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
⑤	納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
⑥	納税義務者又は納税義務があると認められる者から財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
⑦	納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

なお、以上の質問又は検査をし、若しくは閲覧を求める場合には、身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない(相法60③)。

また、これらの質問、検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない(相法60④)。

【参考法令・通達番号】

相基通60-1、60-2

4 官公署等への協力要請

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる(相法60の2)。

5 同族会社等の行為又は計算の否認等

同族会社等の行為又は計算で、その行為又は計算を容認した場合には、その株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合には、税務署長は、その者の相続税又は贈与税について、その同族会社のした行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算して更正又は決定をすることができる(相法64①)。

相続税法第64条第1項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法第132条第1項若しくは所得税法第157条第1項又は地価税法第32条第1項の規定の適用があった場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定について準用する(相法64②)。

第3節 罰 則

1 脱税犯

偽りその他不正の行為によって相続税又は贈与税を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は、併科される。

免れた相続税又は贈与税が1,000万円を超えるときは、情状により、1,000万円を超えた金額で、その免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下の罰金とすることができる(相法68)。

2 無申告犯

正当な事由がなくて期限内申告書とその提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑に処せられる。

ただし、情状によっては、その刑を免除することができる（相法69）。

3 秩序犯

次の各号に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（相法70）。

- ① 相続税法第59条に規定する生命保険金及び退職手当金などに関する支払調書を提出せず、又はこの調書に虚偽の記載をして提出した者
- ② 相続税法第60条第1項の規定による国税庁、国税局又は税務署の当該職員の行う財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ③ ②の帳簿書類の検査に関し虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
- ④ 質問検査権に基づく質問に対し、答弁をしない者
- ⑤ ④の質問に対し、虚偽の答弁をした者

4 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して

- ① 相続税法第68条第1項【脱税犯】
- ② 同法第69条【無申告犯】
- ③ 同法第70条【秩序犯】

の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、それぞれの規定による罰金刑が科せられる（相法71）。

5 秘密漏えいの罰

相続税又は贈与税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、その者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（通法126）。